

策定年月	令和6年5月
見直し年月	令和〇年〇月

麦・大豆国産化プラン

产地名：長浜市

(作成主体：長浜市農業再生協議会)

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

【麦について】

- ・ 大麦について、本地域で生産している品種「ファイバースノウ」は、麦茶用として市内業者にほぼ全量出荷しており、さらなる増産を求められている。
- ・ 小麦について、本地域で生産している品種「農林61号」は、県内外の製粉業者に販売されているが、外国産に劣らない高品質な小麦の原料として滋賀県の奨励品種に指定された「びわほなみ」に、令和7年産麦で全面作付転換を行う。
- ・ 作付面積については微増であり、今後も長浜市の生産調整面積に応じて少しづつ拡大していく見込みである。
- ・ 単収についても微増だが、地域によっては今なお排水対策等が不十分で、単収低下となっているほ場も見られ、単収をより向上させる必要がある。単収低下の原因として、作付頻度の増加による地力低下等が考えられ、収量を向上させるためには、土壤診断に基づいた地力の回復、施肥や土壤改良資材の施用等の実施が課題となっている。また、排水不良も単収低下の大きな要因となっており、改善が必要となっている。さらに、近年は、担い手への農地の集約が急速に進み、1農家あたりの作業面積が拡大することにより、適期播種等適期作業の逸失等が起こり、単収低下を引き起こしており、スマート農業の導入や作付の団地化、カットブレーカーによる排水対策等を行う必要がある。

【大豆について】

- ・ 大豆については、生産の8割以上を占める品種「オオツル」は、関西を中心に全国の加工食品企業に向けて販売されているが、近年、作柄の不安定さにより収穫量が減少しており、作付面積についても減少傾向である。より収穫量が高く、県全体の方針と連携を図りつつ加工適性の高い品種へ切替える必要があるため、現在、「里のほほえみ」「ことゆたかA1号」への切り替えを実施している。
- ・ 単収については、播種時期が梅雨と重なり天候に左右されやすく、安定していない。麦と同様に、地域によっては排水対策等が不十分で、単収低下となっているほ場も見られ、単収をより向上させる必要がある。単収低下の原因として、作付頻度の増加による地力低下等が考えられ、収量を向上させるためには、土壤診断に基づいた地力の回復、施肥や土壤改良資材の施用等の実施が課題となっている。また、排水不良も単収低下の大きな要因となっており、改善が必要となっている。さらに、近年は、担い手への農地の集約が急速に進み、1農家あたりの作業面積が拡大することにより、適期播種等適期作業の逸失等が起こり、単収低下を引き起こしており、スマート農業の導入や作付の団地化、カットブレーカーによる排水対策等を行う必要がある。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

1) 販売に関する方針

- ①実需者が求める品種について、播種前契約に基づき計画的な作付を実施する。
- ②結び付きによる実需者への継続的な販売推進・計画販売により、安定供給に努める。
- ③作柄や品質など産地の状況について実需者と共有を図る。

2) 産地と主な実需者の取扱量の現状と目標

作物名	品種名	作付面積(ha)		単収(kg/10a)		生産量(t)		中心となる生産者	集荷業者	実需者(加工)
		5年産	10年産 (目標)	5年産	10年産 (目標)	5年産	10年産 (目標)			
小麦	農林61号	78	0	196	0	153	0			
	びわほなみ	(22)	41	(48)	119	(254)	197			
	ミナミノカオリ	1	0	200	0	2	0			
大麦	ファイバースノウ	1,041	1,167	373	400	3,887	4,668			
作物計		1,162	1,286	355	391	4,123	5,025			

作物名	品種名	作付面積(ha)		単収(kg/10a)		生産量(t)		中心となる生産者	集荷業者	実需者(加工もしくは販売)
		5年産	8年産 (目標)	5年産	8年産 (目標)	5年産	8年産 (目標)			
大豆	オオツル	221	200	86	120	190	240			
	里のほほえみ	(44)	422	(49)	500	(32)	89.6			
	ことゆたかA1号	176	100	108	150	190	150			
	スミサヤカ	15	0	25.3	0	4	0			
作物計		834	800	91.3	174	762	1,390			

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

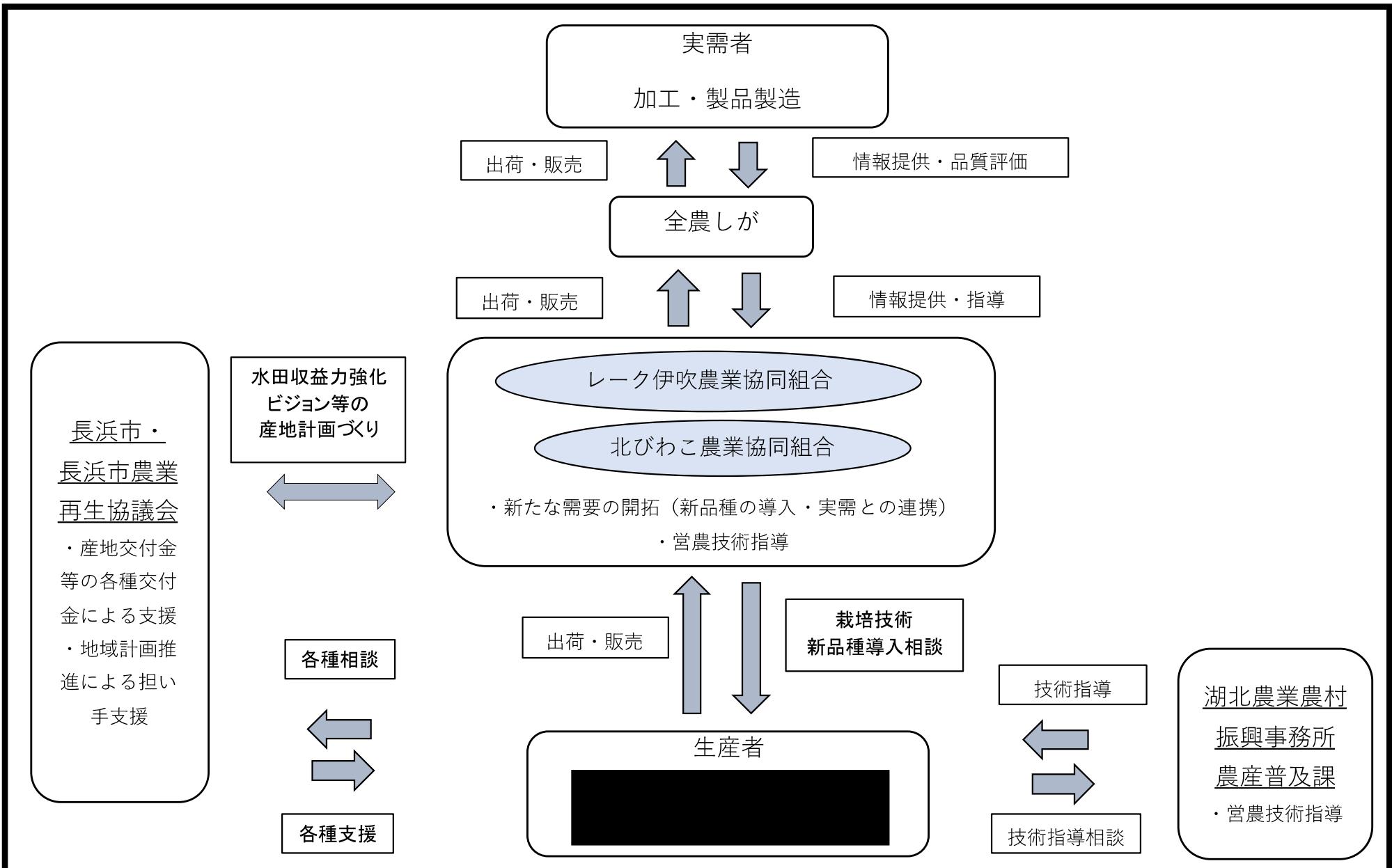
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 产地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。